

平成26年 No.24

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

改正理由

附属学校校長・副校長会の委員に副学長を加えるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年4月23日 教育研究評議会 審議・承認

○東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

副校長推薦委員会の委員に附属学校を所掌する副学長を加えるため、所要の改正を行うものである。

主事を園舎長に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年4月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年4月24日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成26年規程第20号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成26年規程第21号

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校校長・副校長会の委員に副学長を加えるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第46条 校長・副校長会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 附属学校を所掌する副学長</u></p> <p><u>(2) 運営参事</u></p> <p><u>(3) 附属学校長</u></p> <p><u>(4) 附属学校副校長</u></p> <p>(委員長等)</p> <p>第47条 校長・副校長会に委員長を置き、<u>附属学校を所掌する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成26年4月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第46条 校長・副校長会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 運営参事</u></p> <p><u>(2) 附属学校長</u></p> <p><u>(3) 附属学校副校長</u></p> <p>(委員長等)</p> <p>第47条 校長・副校長会に委員長を置き、<u>運営参事</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：副校長推薦委員会の委員に附属学校を所掌する副学長を加えるため、所要の改正を行うものである。  
主事を園舎長に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 副校長推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>附属学校を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 附属学校運営参事 2名</p> <p>(3) 当該校の長</p> <p>(4) <u>附属学校を所掌する副学長</u>が他の附属学校の長のうちから指名した者 4名 (委員長)</p> <p>第8条 副校長推薦委員会に委員長を置き、<u>附属学校を所掌する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第14条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>[省略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に開設する推薦委員会は、園長、<u>園舎長</u>、副園長、主幹教諭及び園長が当該園舎の教員のうちから指名した者1名をもって組織する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成26年4月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 副校長推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校運営参事 2名</p> <p>(2) 当該校の長</p> <p>(3) <u>附属学校運営参事</u>が他の附属学校の長のうちから指名した者 4名 (委員長)</p> <p>第8条 副校長推薦委員会に委員長を置き、<u>附属学校運営参事</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第14条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>[省略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に開設する推薦委員会は、園長、<u>園舎主事</u>、副園長、主幹教諭及び園長が当該園舎の教員のうちから指名した者1名をもって組織する。</p>